

分科会「外国につながる子どもの学習支援」

今年度から、「特別の教育課程」による日本語指導が実施できるよう規則の改定がありました。しかし、日本語指導が必要な子どもたちが散在する地域では、具体的な指導・支援に苦慮しているのが現状です。各地の実情について情報交換しながら、外国につながる子どもの指導・支援について一緒に考えましょう。



日 時： 11月1日(土) 14:00-16:00
場 所： 青森中央学院大学学術交流会館 2階

《プログラム》

1. 青森県内の日本語指導が必要な児童生徒の現状と課題
青森県教育委員会 近藤 鉄也 氏
2. 各地からの実践報告
 - ①八戸からの報告 みちのく国際日本語教育センター 明日山 幸子 氏
 - ②福島からの報告 福島県国際交流協会 日下部 喜美子 氏
 - ③山形からの報告 山形大学 内海 由美子 氏
 - ④熊本からの報告 熊本県立大学 馬場 良二 氏
3. 「特別の教育課程」による日本語指導について
帝京大学 土屋 千尋 氏
4. 意見交換

*この分科会は日本学術振興会科学研究補助金(基盤研究(B)23320109「外国人散在地域の子どもの教育における保護者・学校・支援者の連携・協働モデルの構築」)の助成を受けて行われます。

分科会「外国につながる子どもの学習支援」報告

この分科会には、県内外で外国につながる子どもの学習支援に関わっている方やこのテーマに関心のある方などが参加し、情報共有と意見交換が行われた。

まず、青森県教育委員会の近藤先生から、県内の外国につながる子ども、日本語指導が必要な子どもの現状報告があり、少数散在で支援の届きにくい状況が伝えられた。その後、八戸市を中心に支援活動を展開しているみちのく国際日本語教育センターの明日山さんから、NPOが学校教育現場に出向いての活動状況の報告があった。学校での支援は個人のボランティアな活動ではなく体制、組織を確立させて行う必要性があることが明示された。

県外の事例として、福島県国際交流協会の事業として行われている子ども支援の活動（日下部さん）、山形で教育行政機関の連携で行われている支援事業（内海さん）、熊本市の日本語指導センター校での支援事業（馬場さん）について、それぞれ報告があった。各地の特性に応じてさまざまな事業が展開されているが、いずれも体制整備、継続性などに課題があることがあげられた。

そして、平成26年度から開始された「特別の教育課程」による日本語指導に関する基礎情報の提供があった。この指導が実際に行われているところのごく一部であるが、制度として日本語指導を展開するための整備が一步進められた意義は大きい。各地でそれぞれの実情にあった指導が展開されるよう、一層の情報共有が求められる。

参加者からは、持続的、制度的に日本語指導を進めていくための具体的なアイデアについての情報がほしい、子どもの将来につながるような指導をしていくべきだ、といった意見が出された。会議の後にも、参加者同士でより個別具体的な情報交換が行われていた。

今回のもっとも大きな収穫は、青森県教育委員会とつながりが持てたことである。子どもの課題は学校の課題であるが、マイノリティの課題は優先順位の最も低い、対応が進まないものになりがちである。教育行政、学校現場、そして外部の支援者、大学等が連携することが重要であり、そのためにも今後も青森をはじめ、東北や他地域との情報交換を継続させる必要性を共有した。

文責（司会）：岩手大学国際教育センター 松岡洋子

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況【青森県】H26年度

1 全体の状況

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	児童 生徒数 (人)	学校数 (校)	児童 生徒数 (人)	学校数 (校)
①日本語指導が必要な外国人児童生徒	7	5	2	2					9	7
② ①のうち、現在学校において日本語指導等特別の指導を受けている児童生徒	6	4	1	1					7	5
③ ②のうち、「特別的教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒					/	/			0	0
④ ①のうち、年齢相当の学年より「一時的に」下学年に受け入れている児童生徒									0	0
⑤ ①のうち、年齢相当の学年より「正式に」下学年に受け入れている児童生徒			2	2					2	2
⑥ ①のうち、年齢を超過してから受け入れた児童生徒									0	0
⑦日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒	17	6	7	6					24	12
⑧ ⑦のうち、現在学校において日本語指導等特別の指導を受けている児童生徒	15	5	3	3					18	8
⑨ ⑧のうち、「特別的教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒					/	/			0	0
⑩ ⑦のうち、海外から帰国した児童生徒	11	4	5	4					16	8

【記入について】

1. 「特別的教育課程」による日本語指導は、次の要件を満たすものとする。
 - a 小・中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中部で実施される。
 - b 主な指導者が教員であり、「特別的教育課程」による指導計画を作成し、設置者(教育委員会)へ届けられているもの。
2. ③と⑨には「特別的教育課程」による日本語指導と併せてその他の指導・支援を受けている児童生徒数が含まれる。
3. ④は、年齢相当の学年に在籍し、一時的に下学年で学習をしたのち、在籍学年に戻るケースをいう。
4. ⑤は、年齢相当の学年より下学年に、正式に在籍するケースをいう。
5. ⑥は、15歳になる年を過ぎてから、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)や中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に編入したケースをいう。
6. 日本国籍を有する重国籍者については、⑦～⑩の欄にカウントする。
7. ⑩の海外から帰国した児童生徒とは、海外勤務者等の子供で引き続き1年を超える期間海外に在留した児童生徒をいう。

2 各市町村教育委員会において「特別的教育課程」による日本語指導を普及するために 最も必要と感じていること

→ 日本語指導担当教員の配置等日本語指導の体制整備

※その他

日本語指導に係る授業時数の確保
 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
 日本語指導に必要な教材等の充実
 日本語指導担当教員の指導力の向上

等、文科省では意識しているが、本県については最優先するならば、体制整備を希望する市町村が多い。

3. 在籍人数別学校数

小学校	区分	1人	2人	3人	4人	5人以上 10人未満	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上 25人未満	25人以上 30人未満	30人以上 40人未満
	日本語指導が必要な外国人児童生徒	3	2								
	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒	4		1		1					
	日本語指導が必要な児童生徒	7	2	1			1				
区分	40人以上 50人未満	50人以上 60人未満	60人以上 70人未満	70人以上 80人未満	80人以上 90人未満	90人以上 100人未満	100人以上	合計			
日本語指導が必要な外国人児童生徒								5	校		
日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒								6	校		
日本語指導が必要な児童生徒								11	校		

中学校	区分	1人	2人	3人	4人	5人以上 10人未満	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上 25人未満	25人以上 30人未満	30人以上 40人未満
	日本語指導が必要な外国人児童生徒	2									
	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒	5	1								
	日本語指導が必要な児童生徒	7	1								
区分	40人以上 50人未満	50人以上 60人未満	60人以上 70人未満	70人以上 80人未満	80人以上 90人未満	90人以上 100人未満	100人以上	合計			
日本語指導が必要な外国人児童生徒								2	校		
日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒								6	校		
日本語指導が必要な児童生徒								8	校		

高等学校	区分	1人	2人	3人	4人	5人以上 10人未満	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上 25人未満	25人以上 30人未満	30人以上 40人未満
	日本語指導が必要な外国人児童生徒										
	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒										
	日本語指導が必要な児童生徒										
区分	40人以上 50人未満	50人以上 60人未満	60人以上 70人未満	70人以上 80人未満	80人以上 90人未満	90人以上 100人未満	100人以上	合計			
日本語指導が必要な外国人児童生徒								0	校		
日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒								0	校		
日本語指導が必要な児童生徒								0	校		

特別支援学校	区分	1人	2人	3人	4人	5人以上 10人未満	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上 25人未満	25人以上 30人未満	30人以上 40人未満
	日本語指導が必要な外国人児童生徒										
	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒										
	日本語指導が必要な児童生徒										
区分	40人以上 50人未満	50人以上 60人未満	60人以上 70人未満	70人以上 80人未満	80人以上 90人未満	90人以上 100人未満	100人以上	合計			
日本語指導が必要な外国人児童生徒								0	校		
日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒								0	校		
日本語指導が必要な児童生徒								0	校		

日本語指導が必要な児童生徒に対する施策の実施状況

※日本語指導が必要な外国人児童生徒又は日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が在籍する市町村数→9市町村
 ※日本語指導が必要な児童生徒とは、次の児童生徒を指す。

- ①日本語で日常会話が十分にできない者
- ②日常会話はできて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者
 ただし高等学校への留学生は含まない

※数字は実施市町村数

区分	施策の内容	小・中学校	高等学校
指導体制	1 担当教員(常勤)の配置		
	2 児童生徒の母語を話せる支援員の派遣	2	
	3 1. 2以外の支援員等の派遣	4	

区分	施策の内容	実施市町村数
研修	4 担当教員の研修	
	5 支援員の研修	
	6 在籍学級担任・教科担当教員も含めた研修	
受入体制	7 関係機関と連携した協議会等の開催	
	8 拠点校・センター校の設置	
	9 日本語を指導する教室等の設置(民間や地域の団体によるものは含まない。)	1
情報提供	10 就学・教育相談窓口の設置	2
	11 就学に関するガイドブック作成・配布	
	12 外国人児童生徒の保護者に対する就学案内	1
	13 域内の小・中段階の子供の就学状況調査	
	14 就学前の子供の保護者に対する就学ガイダンス	
	15 就学前の子供を対象としたプレクラス	
	16 小・中学生とその保護者に対する進路ガイダンス	

区分	施策の内容	実施市町村数
その他	17 1～16以外の施策 (具体的に記載) ・担当指導主事の研修 ・学務健康課と教育センターとでの外国人児童生徒の受入体制検討 ・担当指導主事の外国人児童生徒受入校への定期的訪問、助言、指導	1

外国語を母語とする児童・生徒への日本語教育支援事業
八戸での事業化までの流れと実践報告

NPO 法人
みちのく国際日本語教育センター
副理事長 明日山 幸子

1. 協働事業提案に至るまで

事業化以前の支援

期間 平成 14 年度から平成 19 年度まで
支援対象者 八戸市・階上町・田子町の小中学校に通う児童・生徒 10 名
青森県からの予算措置有り

<問題点> ・支援体制が確立されていなかったため、要支援者と支援者間の
連絡に時間がかかり、速やかな支援が出来なかった。
・青森県から出ていた予算が終了し、講師の謝礼が個人負担と
なった。

協働事業提案

20 年 10 月 「元気な八戸づくり」市民提案制度に申し込み、協働のまちづくり
推進委員会のヒアリング審査を受ける。
11 月 協働事業候補として選定される。
21 年 3 月 平成 21 年度の事業化決定

2. 事業概要

八戸市との協働事業内容

開始年	平成 21 年 6 月
支援対象	八戸市立小・中学校に在籍している、帰国児童生徒及び外国籍児童生徒
支援内容	上記対象となる本人及び保護者のニーズに応じて日本語教育支援講師を学校へ派遣
派遣依頼先	NPO 法人みちのく国際日本語教育センター
講師職務	(1) 日本語の基礎的及び基本的な指導に関すること (2) 日本の生活習慣習得のための指導及び助言に関すること (3) 学校と保護者との意思の疎通を図ること
派遣の限度	1 週について 3 回、1 回あたり 2 時間程度を原則とし、3 カ月 (12 週) を限度 (3 回/週 × 2 時間/回 × 12 週 = 72 時間)
講師謝礼	1,000 円/時間 (交通費含む)

3. 支援実績

平成 21 年度	支援対象者	3 名
平成 22 年度	支援対象者	4 名
平成 23 年度	支援対象者数が 5 名に増員される	
	支援対象者	5 名
平成 24 年度	支援対象者	4 名
	(八戸以外の支援対象者：南部町 1 名、階上町 1 名)	
平成 25 年度	支援対象者	2 名
	(八戸以外の支援対象者：南部町 2 名、階上町 1 名)	
平成 26 年度	支援対象者	6 名
	(八戸以外の支援対象者：南部町 1 名)	

4. 課題

- 支援対象者が増えた場合の対応
講師を増やすための対策が必要
- 関係機関との連携
市の担当者との定期的な話し合いが必要
- 日本の学校に入学を希望する児童・生徒を持つ家族・教育委員会・学校との連携
入学できる学校・入学に必要な条件等正確な情報のやり取りが必要
- 近隣市町村の外国人児童への支援体制
八戸市、南部町、階上町以外の近隣市町村にも支援を必要としている児童・生徒がいる場合の対応策
- 支援対象者が高校生の場合
- 講師自身の研修の必要性

“協働”でもっと住みよいまちづくり

閩市民連携推進課 Tel 43-9207 Fax 47-1485

地域の安全・安心や環境問題など、個人や行政だけでは解決が難しい問題が増加している今、NPO や地域の各種団体など、多種多様な形でまちづくりの課題解決に取り組む市民の皆さんの活躍が注目されています。

また、このような皆さんと行政が協力し合い、さらに良いものを生み出す「協働」という手法が、まちづくりのさまざまな場面で取り入れられています。

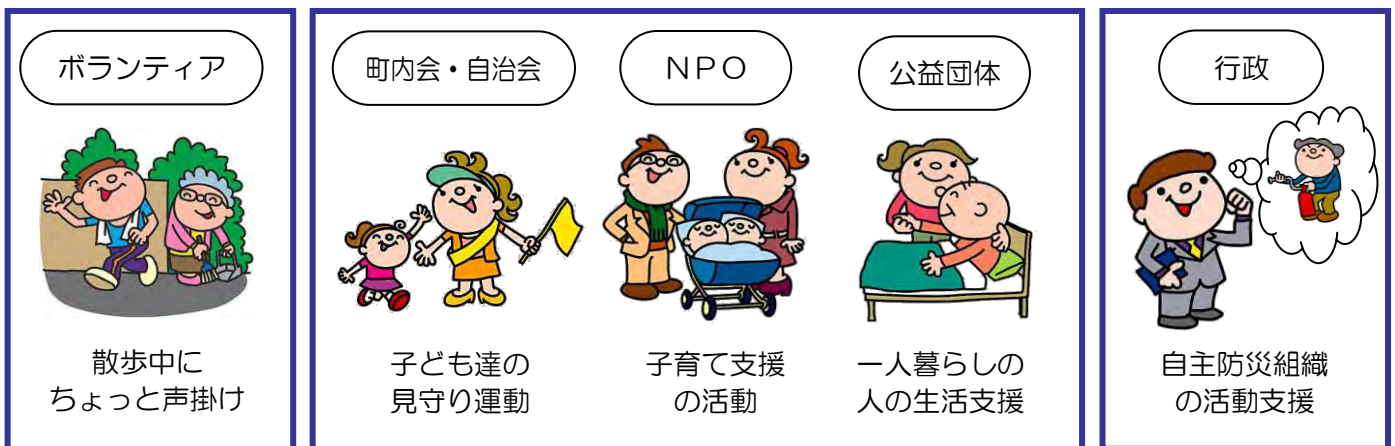
今回は、市民の皆さんと市が協働で実施した事業（次のページに掲載）を紹介しながら、「協働」というまちづくりの一つの手法についてお話します。

◆「協働」は、まちづくりの一つの手法

例えば…「地域の安全・安心」

同じまちづくりの課題でも、
それぞれ違う方法で解決に取り組んでいます。

※活動内容は例示です。



個人で出来ること

地域社会で出来ること

行政が取り組むこと



“協働のまちづくり”

同じ課題や目的を持った人たちが協力し合うことで、
さらに相乗効果が生まれれば…



より安全・安心で、“住みよい「まち」”の実現

みんなが協力し合って、住みよいまちをつくる。それが「協働のまちづくり」です。
皆さんのアイデア、活動、助け合いが住みよいまちをつくれます！

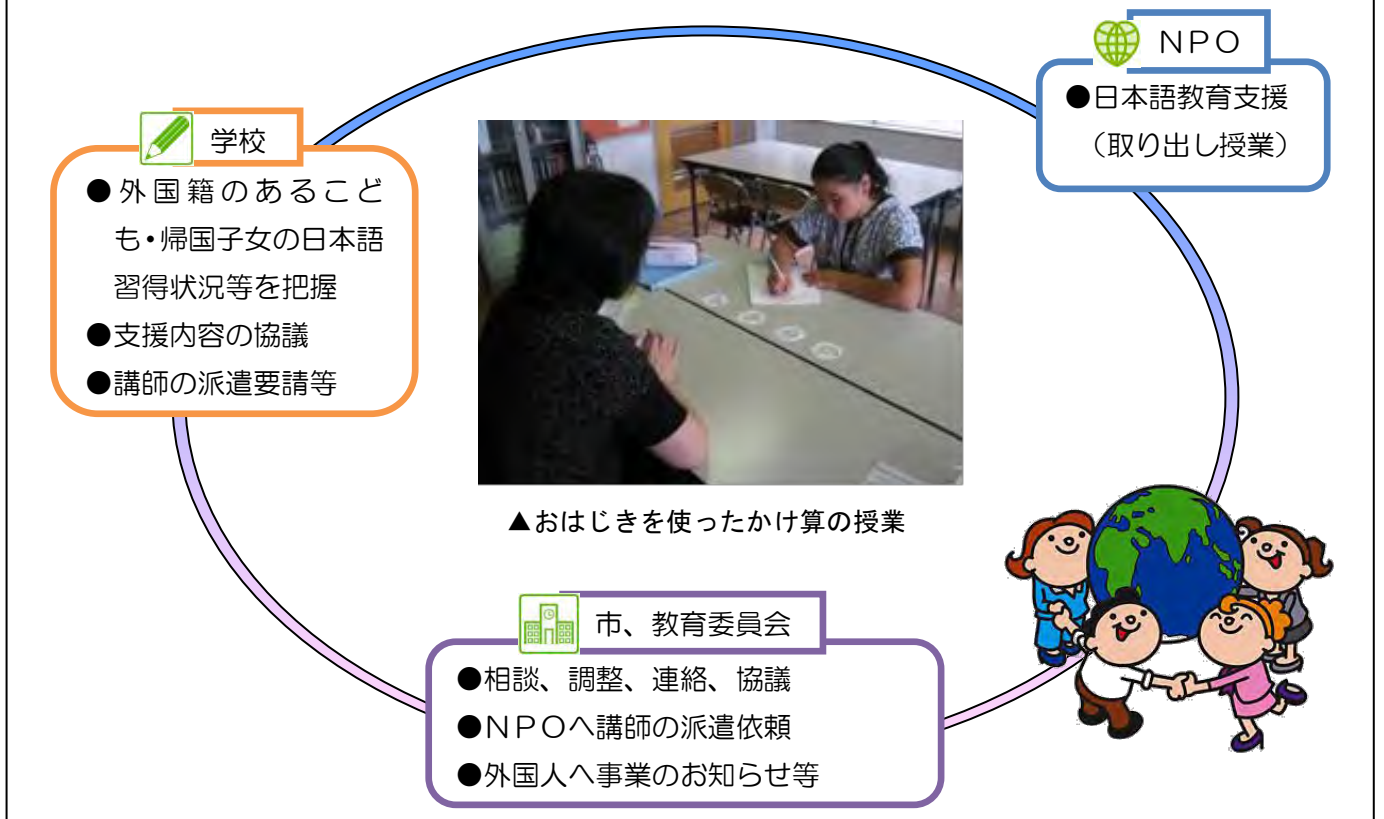


◆「元気な八戸づくり」市民提案制度を活用した協働事例（自由提案部門）



～外国語を母国語とする児童・生徒に対する日本語教育支援事業～（平成 21 年度自由提案制部門）

提案者：「NPO法人みちのく国際日本語教育センター」 担当：学校教育課 Tel 43-9457 Fax 45-2141



Q. 「元気な八戸づくり」市民提案制度とは？

A. まちづくりや地域の課題解決に向け、市民の皆さんと市が協働で取り組むことで相乗効果が期待できる事業の提案を募集する制度。市が設定したテーマをもとに市民の皆さんから事業提案をいただく「市設定テーマ部門」と、市民の皆さんからテーマ、事業提案をいただく「自由提案部門」があります。

ふくしま外国の子どもサポートセンター事例報告

平成 26 年 11 月 1 日(土)
公益財団法人福島県国際交流協会
外国の子どもサポート担当 日下部

<事業内容>

1. ふくしま外国の子どもサポートセンター（平成 26 年 4 月に当協会内に開設）

目的：外国の子どもの包括的支援を行う。

内容：HP の開設と運営、情報の収集と提供、相談対応、教材等資料の収集と貸出

URL：http://www.worldvillage.org/

2. 関係団体連絡会議の開催（県内 3 会場で実施）

目的：外国の子どものセーフティネットの拡充のための関係機関・団体間の更なる連携強化を図る。

対象：県市町村教育委員会、日本語教室、日本語ボランティア、福島大学、主任児童委員など

内容：日本語教室、学校での支援者、市教育委員会、それぞれの立場での事例報告とその事例研究、各関係団体の取り組みについての情報交換等

3. 支援者研修会の開催

目的：ボランティアの発掘とスキルアップを図る。

①対象：子どもの母語を使って日本語の支援が行える人（県内 3 会場で開催）

内容：外国の子どもの学校での早期適応支援のノウハウと心構え、母語保持の考え方などを学ぶ。

②対象：子どもの日本語支援の実践者及び関心のある人（年 1 回、11 月 16 日に実施予定）

内容：日本語で日本語や教科学習の支援を行うときに役立つ効果的なスキルを学ぶ。

4. 「外国の子ども」に対するサポーターの紹介と活動経費の支援

目的：子どもの早期適応支援と市町村教育委員会に対するサポーターの有効性の認識を図る。

対象：外国の子どもが編入学する市町村教育委員会

内容：母語、または日本語指導のできるサポーターを、1 日 2～3 時間、週 2～3 回程度で計 25 回程度派遣

※ その他、サポーター派遣のための独自の予算がある市町村教育委員会には、サポーターの紹介と活動のコーディネートを実施

<事業により期待される効果>

- ・各地域並びに関係者ごとに顔が見える関係が構築され、さまざまな情報交換が可能となる。
- ・研修会や情報の提供等により県内の外国の子ども支援の質が向上する。
- ・支援を必要とする外国の子どもの学習や学校生活のサポートがより状況に応じた形で行われる。
- ・より多くの人々が、外国の子どもの置かれた状況を理解することができる。

<財源>

H25 年 1 月から H26 年 12 月までの 2 年間、民間助成金「フクシマ ススム プロジェクト 福島子ども支援 NPO 助成 助成事業」（年間 500 万円）を活用

REPORT



外国の子どもサポート事業

「フクシマスムプロジェクト

福島子ども支援NPO(助成)

当協会では、平成25年度から民間助成金「フクシマスムファンド」を活用して、震災後ますます厳しい状況に置かれている外国の子どもへの支援を目的とした「外国の子どもサポート事業」を実施しています。

「外国の子ども」って？

当協会がサポートの対象としている「外国の子ども」は

- 国籍に関係なく、外国で生まれ育って来日したばかり
- 日本生まれでも、一時的に外国で暮らしていた
- 保護者が外国出身で家庭内では日本語以外の言葉も使っている

などの影響で、日本語や日本の文化が十分に理解できていない子どもたちです。

どこの国の文化背景を持つ子どもが多いの？

福島県に住む外国籍の人は約9千5百人。そのうち、中国籍の人が4割弱の約3千5百人、フィリピン籍の人が約2千人、韓国朝鮮籍の人が約1千5百人、そしてタイ籍、アメリカ籍、ベトナム籍の人が続いています(平成25年12月末現在、福島県国際課調べ)。外国の子どもについても同様に、中国やフィリピン、そして最近は西アジア出身の子どもへの支援に関わる相談が増えてきています。

子どもたちはどんなことで困っているの？

子どもたちはだれでも、教育を受けることができます。外国の子どもも日本の子どもと同じように学校に通えますが、日本語がわからないと勉強についていけません。なかには、クラスメートとは普通に会話していて一見日本語の心配はないように見えても、学校の勉強で使う日本語が理解できず、授業についていけないケースも見られます。

また、外国の子どもは日本とは違う習慣や価値観を持っている場合があります。価値観の違いは友達関係でトラブルやいじめの原因となることがあります。さらに、特に思春期に入ると、日本の文化と父母の文化の両方を持つ自分は、「何人(なにじん)?」という戸惑いも出てきます。また、クラスや学校など近くに同じような問題を抱えている仲間がいない場合、仲間同士で相談したり励ましあったりすることができないという厳しい環境に置かれます。



「外国にルーツを持つ子どもの支援者研修会」を実施しました。



研修内容を発表しました。



野外あそびpart1



野外あそびpart2



宿泊交流会での発表、ちょっと緊張!?しています。

「外国にルーツを持つ
子どものための宿泊交
流会」を実施しました。



宿泊交流会では、勉強もしました!

外国の子どもが安心して学び成長できる社会

福島に暮らす子どもたちは将来の社会を担う人材です。特に外国の文化背景を持つ子どもたちは、ダブルの文化と言葉を持っていることから、地域や世界でグローバル社会を先導する有望な人材となることでしょう。当協会は、このような外国の子どもが安心して学び成長できるような社会にしていかなければならないと考えています。

まずは、何よりも外国の子どもたちの置かれている状況について行政機関や地域が理解を深めることが大切です。そのために、当協会では平成25年度、支援に関わる行政や民間等の様々な立場の関係団体(者)の間の連携が取れるようにサポートするとともに、支援者向けの研修会を実施してスキルアップのお手伝いをしました。なお、平成25年度に実施した事業については、当協会HPをご覧ください。

ふくしま外国の子どもサポートセンター

当協会は、平成26年4月に、外国の子どもの包括的支援を行うため、「ふくしま外国の子どもサポートセンター」を協会内に設置し、HPも開設しました。ここには、様々な情報や教材等資料、さらにこれまでの経験から得られたノウハウが蓄積されています。是非一度このサポートセンターを訪問してみてください。また、支援者向けの研修会なども昨年度に引き続き実施しています。

あなたの周りや学校にも外国の子どもがいませんか?まずは、関心を持って見守ってください。すべてがそこからスタートします。

日本語学習支援ネットワーク会議2014 in 青森

山形市の教育支援の取り組み

外国につながる子どもを
地域全体で支えるために

内海由美子(山形大学)

日本語学習支援ネットワーク会議2014 in 青森

1. 外国人散在地域における子どもの支援の特徴

(1) 子どもが少ない

児童生徒数が少なく目立った増加は見られない。
常に在籍するとは限らず1人在籍校が多い。
センター校はない。小中学校に日本語教室はない。

(2) 子どもの支援に関わる大人も少ない

支援に関わる大人の連携が難しい。
支援の実績が蓄積されていない。

日本語学習支援ネットワーク会議2014 in 青森

1. 外国人散在地域における子どもの支援の特徴

⇒ 子どもに対する「思い込み」が解消されない。
「日本語ができるようになってからおいで」
「そのうち話せるようになる」
「取り出し指導はダメ」
「子どもの母国語が話せる支援者でなければ...」

日本語学習支援ネットワーク会議2014 in 青森

1. 外国人散在地域における子どもの支援の特徴

⇒ 行政の施策が立てられにくい。
予算化しにくい。
⇒ 教育委員会派遣の指導員が、支援者にとって安定した収入にならない。人材確保が難しい。

支援を個人が担っている。その個人が活動を止めれば支援もそこでストップする。
地域間、学校間で支援に格差が生じている可能性がある。

1. 外国人散在地域における子どもの支援の特徴

(3) 地域特性

公共交通機関

気候(冬期間の降雪)

保護者の就業状況

⇒ 保護者による送迎が期待しにくい。

⇒ 子どもが一人で学区外に通うことが困難。

他校における指導、学校外施設における指導は困難な場合が多い。

2. 山形市における教育支援の状況

(1) 子どもの多様化

結婚移住したアジア女性の「連れ子」

中国帰国者の4世

日本生まれ、日本国籍、日本名の子ども

フィリピンにルーツのある子ども

特別支援の可能性が示唆される子ども

外国人労働者の子ども

外国人のひとり親家庭

2. 山形市における教育支援の状況

(2) 支援体制

支援対象児童生徒27名／県59名(2012年度)

(2013年度は29名)

1995年から学校・教育委員会による支援の実績がある。

センター校はない。学校内の日本語教室はなくなった。

現在、山形市教育委員会が「在住外国人等日本語習熟支援事業」のもと、登録支援者を学校に派遣している。

支援者9名(日本5、中国2、韓国1、フィリピン1)

日本生まれの子ども、日本国籍の子どもも支援対象。

2. 山形市における教育支援の状況

(3) 支援状況(新規来日の場合)

①支援時数・・・教育委員会が決定、週5～6時間程度

②支援者・・・教育委員会が決定

・外国語母語話者と日本語母語話者

・日本語母語話者のみ／外国語母語話者のみ

③支援の形態と支援内容(コース設計)

・・・学校と支援者が相談

・取り出しか、入り込みか、両方か

・内容、時間配分

2. 山形市における教育支援の状況

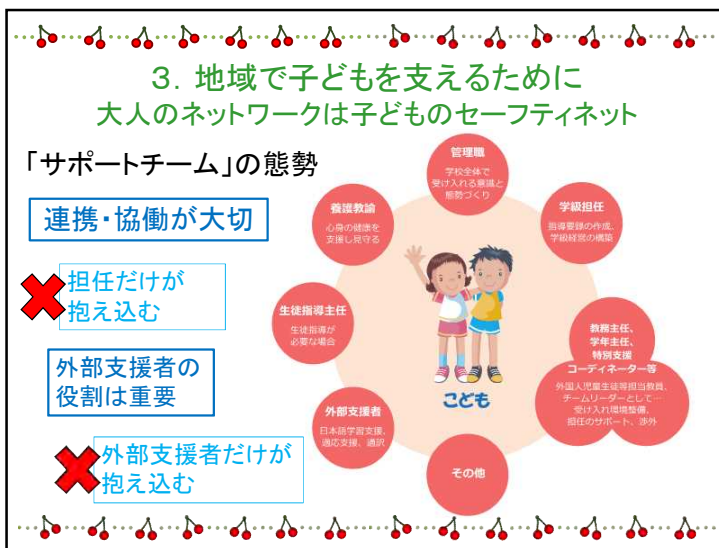
(4) 支援者の役割

- ①通訳支援...母語ができる支援者
- ②実態把握
- ③適応支援
- ④日本語学習支援
(サバイバル・日本語基礎・技能別)
- ⑤教科と日本語の統合
- ⑥教科の補習
- ⑦心のケア

2. 山形市における教育支援の状況

(5) 学校と支援者の連携

- ①打ち合わせ(支援開始時、必要に応じて、学期末)
- ②報告書(支援内容、児童生徒の様子、連絡事項等)
- ③学期ごとの日本語支援の評価



山形県 外国人児童生徒 受け入れハンドブック

目次

1. 総論
2. 二語教育
3. 学習支援
4. 小学校に入る前
5. 授業援助
6. 新1年生保護者説明会

たのしい学校

はじめに

このWebサイトには山形市の小学校、中学校の子どもたちの生活に関することや、小学校に入る前の子どもたちの暮らし、通学や通園通園のことなどがあります。山形の子どもの生活を支えるために、小学校や中学校の暮らしに慣れていただくには、ある程度の準備が必要です。学校によって違うことでもあります。わからないことは担任の先生に確かめてください。

小学校に入る前の子どもくらし

1. 通学・通園・通園
2. 二語教育
3. 学習支援
4. 小学校に入る前
5. 授業援助
6. 新1年生保護者説明会

日本の小学校・中学校制度

1. 日本の小学校・中学校制度
2. 私立学校の説明
3. 就学援助



熊本市の取組について

熊本県立大学
馬場良二

1

平成6年 熊本県立大学地域貢献事業
「外国人子女のための日本語教育教授法に関する研究」

平成11年度 熊本市立黒髪小学校
文部省指定「外国人子女教育受入推進地域指定事業」
「熊本市外国人子女教育受入推進地域連絡協議会」委員

平成23年 土屋千尋氏
「外国人散在地域の子どもにおける
保護者・学校・支援者の連携・共同モデルの構築」

2

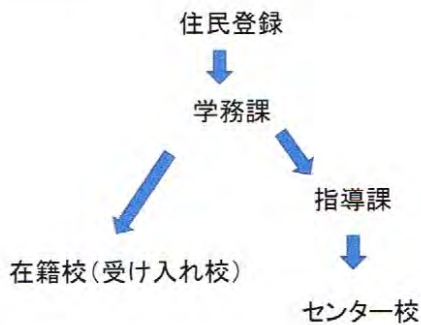
私は、日本語教師です。日本語教師にも文化交流、人権などいろいろタイプがあり、私は日本語学校出身の言語教育よりの日本語教師です。だからというわけではありませんが、日本語を教えるのは「職業」であって、支援する立場にはないと考えていました。

子どもたちへの支援に携わったのは、平成6年に熊本県立大学地域貢献事業「外国人子女のための日本語教育教授法に関する研究」を県から受託したのがきっかけです。この受託事業では、小学校の算数の教科書に出て来る語、表現に中国語、韓国語、英語の翻訳をつけて冊子にしました。

その後、平成11年度に熊本市立黒髪小学校が文部省指定「外国人子女教育受入推進地域指定事業」を受け、「熊本市外国人子女教育受入推進地域連絡協議会」の委員となりました。当時、子どもたちへの日本語支援を活発にしていたボランティアの女性が熊本県立大学に社会人入学してきており、この学生に協議会の委員を依頼されました。ここから熊本市のセンター校との関係が始まりました。

そして、平成23年からここにいる土屋千尋氏の研究「外国人散在地域の子どもにおける保護者・学校・支援者の連携・共同モデルの構築」のグループにくわえていただき、現在にいたっています。

2

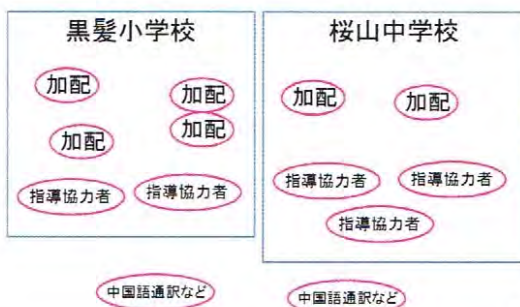


3

熊本市で子どもたちへの日本語支援がはじまったのは、平成2年からで、当初から有償だったようです。ボランティアたちが直接市の教育委員会に行き、予算を確保してもらったと聞いています。教育委員会からパートタイムで請け負い、市内の小中学校を回っていました。困ったことがあると教育委員会の担当者に相談していました。それで、現在は、熊本市に住むようになった人が住民登録をすると、自動的に学務課に連絡が行き、日本語支援が必要な児童、生徒の場合は指導課へ連絡が行くというシステムが出来上がりました。ボランティアの苦勞を見て、教育委員会の担当者が申請したのが文部省の指定事業です。それで、センター校が生まれました。

3

センター校



4

センター校は、平成11年に設置されました。黒髪小学校です。そして、平成24年度、桜山中学校がふえました。

現在、加配の教員が6名、黒髪4名、桜山2名。指導協力者7名。日本語指導黒髪2名、桜山3名、中国語通訳など2名。

4

黒髪小学校
35名、19校

桜山中学校
21名、12校

平成26年8月27日現在

5

平成26年8月27日現在、黒髪小学校35名、19校。桜山中学校21名、12校。

5

子どもによりそう、担任によりそう連携

- 面談、家庭訪問、情報交換
- 開講式(5月)
日本語担当者と学級担任の連絡会(7月)
夏休み日本語教室(7月、8月)
閉講式(2月)

6

面談

- 本人、(保護者)、(管理職)、学級担任
日本語指導者、(指導協力者:通訳)

編入時面談

本人の日本語能力、本人、保護者の要望
学校側からのお願い、学級担任と学習の
進め方を話し合う、学習用具の貸し出し。

進路面談

教育相談

7

面談で注目すべきは、学級担任だけでなく日本語指導者が出るという点だと思います。学級担任は、日本語、日本文化に慣れていない生徒、児童に接するのに不慣れなはずですから、日本語指導者がいれば心強いでしょうし、日本語指導者してみれば、学級担任とならんで面談をすることにより、重要な情報が得られます。そして、学級担任と日本語指導者との連携が促進されます。さらに注目すべきは、管理職も呼ばれるということです。外国から来た子どもたちを受け入れると、やはり学校側の負担が大きくなります。ですから、学級担任と日本語指導者などに任せきりにするのではなく、管理職が出ることによって、学校全体で受け止める体制を作ることが必要になります。

編入時面談だけでなく、必要な場合に進路面談、教育相談があります。これは、日本生まれ、日本育ちの子どもたちと同じです。そこにも日本語指導者、必要なら管理職が出ていきます。在籍校と担任と日本語指導者が協力し合うのですが、これは当たり前のことです。とくに、「特別の教育課程」が導入され、日本語支援が学校教育の一部となった今、どこの国で生まれ、育ったにしろ、今、私たちの目の前にいる子どもであるなら、編入時にも、進路で悩んだ時も、その他の折にも、学校教育の担当者として担任と日本語指導者が必要です。

7

家庭訪問

- 日本語の指導に役立てる:
指導内容、方法、意欲の向上など
- 保護者との情報交換

8

家庭訪問は、日本の学校教育に特徴的で、世界的にとってもめずらしい取り組みです。ここにも、日本語指導者が行きます。

8

情報交換

- 直接話をする
- 連絡帳
保護者、担任、日本語指導者の3者間
- 学級担任

9

学級担任との連絡には、電話、メールもあります。担任から翌週の時間割をうけとることによって、授業内容や行事がわかり、それを日本語の授業に組み込むこともできます。

9

日本語指導開講式(5月)

日本語担当者と学級担任の連絡会(7月)
実践報告「C君」

夏休み日本語教室(7月、8月)

日本語発表会・閉講式(2月)

10

中学校における水泳指導

体育担当の先生に直接話しに行く

⇒ 他の生徒と別のメニューにしてくれた
夏休みの補講
浮き輪を購入

担任以外の先生とも連携を図る

11

センター校の存在

- 『はじめの5課』のワークシート棚
- 教具棚

加配:学校教育の一部

12

機は熟した

- 帰国・外国人児童生徒の日本語の先生と担任のための研修会
- 一人の子どもに複数の民間団体、機関。
- 特別の教育課程

すべての人が手をたずさえる
連絡協議会、足並みをそろえる

13

日本語指導開講式(5月) : 子どもたち、その保護者、熊本市教育国際化推進連絡協議会会長(黒髪小学校の校長)、日本語教室の加配の先生、指導協力者、市教委、子どもたちの在籍校の校長、教頭、担任、それから、熊本市国際交流振興事業団が来ます。

市教委、黒髪小学校校長のあいさつ、校長、教頭などの来賓の紹介、日本語教室の先生方の紹介、児童・生徒の自己紹介、日本語教室の行事紹介とつづきます。

ここで、子どもたちと担任とは別々の教室に分かれます。子どもたちは、ゲームなどに興じ、友好を深めます。担任は、中国語による授業、何をやっていて何を聞かれ、何を答えればいいのか分からない授業を体験したり、子どもたちを受け入れる際に気をつけることなどの説明を受けます。

日本語担当者と学級担任の連絡会(7月) : 教育国際化推進連絡協議会長あいさつ、教育委員会あいさつ、日本語指導担当者および関係者紹介。

研修Ⅰ 実践発表「在籍学級での取り組み～夢に向かって二か国語で頑張る！」 C君が中国から来た。授業参観で愛国心を取り上げ、C君には中国への愛国心について考え、発表させた。3年生の人権学習のとき、民間団体にたのんで中国人青年に来てもらった。その話を聞き、C君は自分の将来を考えるようになった。この実践発表を受けて「外国人児童生徒が直面する課題と学級担任の役割」(馬場)。担任の力は、素晴らしい。予定された行事を少し工夫し、C君の自己実現を後押しし、保護者、学級、学年の雰囲気、思いをかえることに成功している。

研修Ⅱ 分科会 小学校低学年、小学校高学年、中学校の小グループに分かれ、討議 : ○在籍校での支援および課題について、○学習支援、仲間づくり、保護者とのコミュニケーション、○進路指導、その他
全体会 分科会報告

夏休み日本語教室(7月、8月) 子どもたちが集まり、クラスワークをする機会。7月の3日間はセンター校が、8月の3日間は熊本県立大学日本語教育研究室の学生が企画、運営する。ここに担任が参加する。

日本語発表会・閉講式(2月) : 日本語発表(歌、手品、クイズ、朗読、紙芝居、自国についての発表)、記念撮影。

10

教具、教材などノウハウの蓄積ができる。

子どもたちの居場所は担任が、日本語はセンター校が保障する。どちらの側面も学校教育が責任を持つ。

12

熊本県立大学では、平成18年から「帰国・外国人児童生徒の日本語の先生と担任のための研修会」を開催しています。今年は、9月27日にありました。参加者が50名あまりで、例年より多かったと思います。そして、特筆すべきは、県内一円から現役の小中学校の教員と教育委員会が25名。しかも、この研修会を校長に紹介されたという先生がいましたし、教頭が電話で問い合わせてきた例がありました。数も質も、例年とは大きく違うと思いました。

この研修会で、日本語担当者と学級担任の連絡会での実践発表を再度していただきました。すると、会場に来ていた民間支援団体のメンバーがC君を知っている、「外国につながるのある子どもたちの会の代表格で活躍している」、他の支援団体のメンバーは、「私の勉強塾に来ていた」。一人の子どもにも複数の民間団体、教育機関が関与していて、みんなが外国から来た子どもたちの存在を認識し、心を砕いているということです。

また、この研修会でセンター校の桜山中学校の校長の話聞くことができました。先生は、昭和の終わりのころに外国から来た子どもの担任となり、孤軍奮闘なさったそうです。熊本市でボランティアが本格的に子どもたちの支援を始める前のことです。

そして、「特別の教育課程」です。

時は流れ、時代が来た、機は熟したという思いがあります。すべての人が手をたずさえ、足並みをそろえなくてはいけないと感じています。そのために、熊本県には関係諸機関、諸団体の連絡協議会が必要です。

東北6県は、自治体、教育委員会、民間団体、大学が一丸となっており、枠が整っているように見受けられます。熊本県は、担任と日本語指導の教員の連携はまがりなりにもできているが、それをささえる枠がまだ弱い。13

担任 居場所作り

日本語指導の加配 日本語教育

14

子どもの成長にとって何と言っても一番大切なのは、家庭です。そして、次に過ごす時間の長いのは、学校です。学校での居場所作りは、担任がになります。そのために、担任は多文化共生的な知識を新たに身につけなければなりません。一方、日本語指導の加配は、日本語教育、日本語の体系、音声学の知識、第二言語習得などを学ばねばなりません。現場の先生方が忙しいことは、百も承知です。でも、「特別の教育課程」がととのった今、先生たちには、学んでもらうしかないので。

14

課題

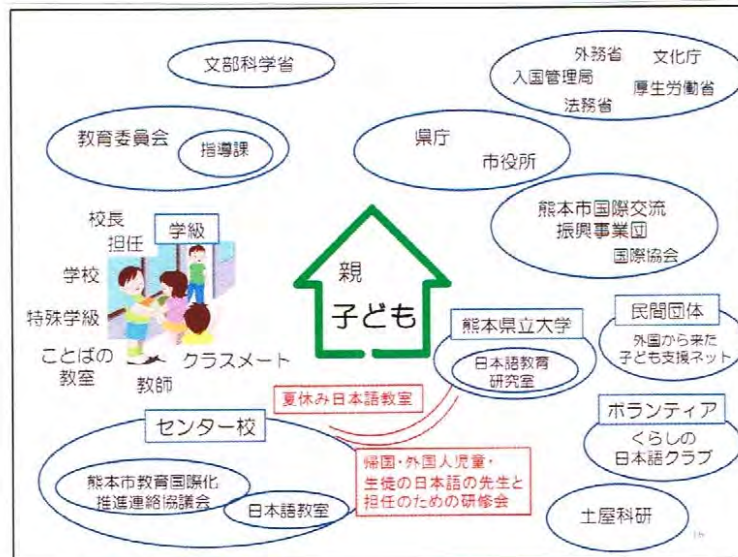
- センター校の人手が足りない
- 各種団体の連携が不十分
自治体、教育委員会、学校、教員
在籍校とセンター校、民間団体

15

○人手が足りない：子どもたちへの支援が充分でない。教員の研修が充分でない。ただ教えられればいいというのではなく、学校教員として十分な知識と力を養成しなくてはならない。

○各種団体の連携：「特別の教育課程」をささえる形で、熊本県の教育委員会がすすめていかななくてはならない。

15



子供たちの居場所づくり、そして、日本語支援。この二つをわけて考え、数多くの組織、団体がかかわっていかなくてはなりません。これらの連携は、もちろん大きな可能性を秘めています。ただ、それぞれの組織、団体が深く内省し、自らを鍛えていく必要があることを忘れてはなりません。

そして、その支援の中心は担任と日本語指導の加配教員、つまり、学校です。

親、家、学級、学校、町、市、県、国が助け合い、協力し合って、子どもたちの言葉、そして、子どもたちを支援し、守らなければなりません。

16

1. 学校教育法施行規則を改正する省令（2014年1月14日公布、2014年4月1日施行）
義務教育諸学校において日本語指導の「特別の教育課程」の編成・実施がみとめられる。

学校における日本語指導が教育課程に正式に位置づけられる

2. 省令の意義

2.1 これまでの学校における日本語指導

- ・週 1～3 時間
- ・在籍学級より「取り出し指導」or 在籍学級に「入り込み指導」
- ・学校教員があき時間に指導 or 外部支援者が指導
- ・正規の授業ではないので評価がなく内申書にも記載されない

だれがやっても、何をやっても、どうやってもよい
やらなくてもよい

くわえて、外国人散在地域では、

- ・外部支援者をさがしだすのが困難
 - ・予算措置の優先順位がひくい or 予算措置がなされない
 - ・こどもがいなくなったら教育支援はおわり、記録、知識や経験の蓄積がされない
- 問題に気づいたところある関係者の「善意」によってささえられてきた

2.2 省令にもとづく「特別の教育課程」編成・実施

学校教育法施行規則 第五十六条の二

小学校において、小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

学校教育法施行規則 第五十六条の三

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第七十九条-中学校、第百八条-中等教育学校の前期課程

第百三十二条の三、四-特別支援学校の小学部又は中学部

- ・個別の指導計画を作成&評価
- ・主たる指導者は教員免許を有する教員

**日本語指導の全国的な質の担保
児童生徒のまなぶ権利を保障**

2.3 「特別の教育課程」編成・実施の期待とメリット

- ・子どもが安心して学習できる時間と環境をつくることができる
- ・学校現場において子どもの存在が認知され、日本語指導に対する理解がふかまる
- ・転出入、在籍学級担任や指導者の交代、上級学校進学において、教育支援の継続性がはかられる
- ・在籍学級担任と日本語指導担当者の協力により指導がすすめられる

3. 「特別の教育課程」を実質的に機能させるために

3.1 日本語指導の目的

- A. 自身の将来像を描き、アイデンティティの形成をうながす
- B. 生活面での適応をうながす
- C. 学習参加のための力をたかめる
- D. 日本語の知識や技能を身につける

しばらく前では、適応や日本語習得に中心がおかれていたが、現在は、全人教育としての使命があるにとらえられるようになった。また、受入側の変容もうながす双方向の教育がもとめられている。

3.2 日本語指導のプログラムとその概要および言語能力との関連

① サバイバル日本語……………日常生活場面でのコミュニケーション

- A) 健康・衛生 B) 安全な生活 C) 人間関係づくり D) 学校生活

② 日本語基礎……………言語とリテラシーの規則的な側面

日本語の音声・文字表記・語彙・文型文法

③ 技能別日本語……………言語とリテラシーの規則的な側面

言語の四技能きく・はなす・よむ・かくのうち、どれか一つに焦点をしばった指導

④ 教科と日本語の統合学習……………教科学習等の場での思考・認知的活動をささえる

「教科内容の学習」と「日本語の学習」を一緒におこなうもの、教科と日本語の両方の力をたかめる

⑤ 教科の補習……………教科学習等の場での思考・認知的活動をささえる

在籍学級での教科学習を学習。母語での補助もかんがえられる。

⑥ 在籍学級：母語・母文化教育、国際理解教育

外国につながる子どもと日本の子ども双方のためにある。人権教育

3.3 日本語指導のプログラムの配置とコース設計

- ・プログラムを順番にすすめていくのではない。子どもの多様な状況にあわせ、プログラムをくみあわせ、その子どもに適したコースを設計していく。
- ・設計した指導計画を定期的にみなおす。
- ・⑥については、在籍学級において、来日当初からかつ継続しておこなう。

3.4 コース設計と指導のためのポイント

- ・一人ひとりに応じた項別の設計と指導
- ・日本語学習と教科学習をきりはなさない
- ・スパイラル方式で進行
- ・友だちづくり

3.5 教育支援関係者のなすべきこと

- ・在籍学級担任と日本語指導担当者 (=外部支援者) の連携・協働
↑
- ・学校管理職・市町村教育委員会：明確なビジョン&リーダーシップ
- ・県教育委員会：教育支援関係者の連携・協働をうながし、課題解決をはかる「場」の設置者

4. のこされた課題-こえなければならない壁

4.1 国際的な条約と日本の制度の中での外国人児童生徒教育

すべての子どもは教育をうける権利を有する：子どもの権利条約批准 国際人権規約 A 規約批准

外国人保護者はこどもを学校にいかせる義務がない→不就学のこどもの存在 (1 万人以上)

文部科学省：公立学校に就学を希望する外国人児童生徒は無償でうけいれをおこなう

日本語に通じない児童生徒に対する「特別の教育課程」編成・実施

4.2 多様な背景をもつ日本語に通じない児童生徒

日本語に通じない児童生徒→日本語で日常会話が十分にできない児童生徒および日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒

日本語に通じない児童生徒→外国籍、日本国籍(帰国児童生徒・国際結婚家庭のこども・日本国籍取得)、重国籍にかかわらない

「現在では、国籍はもとより、母語、母文化、宗教、生活習慣など、多様な背景を伴った児童生徒が日本の学校に在籍しています。……日本の学校は、このように多様な背景を持つ子どもたちが学ぶ場になっており、これまでとは異なった学校の在り方が模索されています。その結果、多様な背景を持つ子どもたちが日本の学校で学ぶ際の条件を整備することが求められています。」(文部科学省初等中等教育局国際教育課「外国人児童生徒受入れの手引き」より)

4.3 外国人児童生徒の教育をうける権利をまもることは社会の責務である

就学義務へむけての法律整備→社会へ発信

1872 年学制発布：

国民皆学の理念「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期ス (太政官布告第 214 号)」

今後の日本社会がめざすこと＝日本にすむすべてのこどもに教育をおこなう

参考文献

- 齋藤ひろみ編著（2011）『外国人児童生徒のための支援ガイドブック』凡人社
- 佐久間孝正（2014）『多文化教育の充実に向けて』勁草書房
- 竜澤規之（2014）「日本語指導に係る「特別の教育課程」に関わって～甲府市教育委員会」第15回外国人児童生徒教育フォーラム「特別の教育課程による日本語指導」を考える2～各地の「はじめの一步」、そしてこれから～2014.10.4 資料
- 土屋千尋・内海由美子（2012）「外国につながる子どもの教育支援をめぐる大人のネットワーク形成～外国人散在地域山形県からの発信～」『帝京大学文学部教育学科紀要』第37号
- 土屋千尋・内海由美子・中川祐治・関裕子（2014）「外国人散在地域における外国につながる子どもの教育支援の連携・協働～山形・福島を事例として～」『帝京大学教育学部紀要』第2号
- 土屋千尋・足立祐子・内海由美子・中川祐二・松岡洋子（2014）「外国人散在地域における「特別の教育課程」の編成・実施にむけて」異文化間教育学会第35回大会予稿集
- 長藤節子（2013）「散在地域山形の外国につながる子どもの支援における支援者の役割」こども日本語習得サポートの会情報交換会 H25.11.21 資料

文部科学省初等中等教育局国際教育課「かすたねっと」<http://www.casta-net.jp>

文部科学省海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等「CLARINET」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

文部科学省初等中等教育局国際教育課（2011）「外国人児童生徒受入れの手引き」

文部科学省初等中等教育局国際教育課（2014）「外国人児童生徒研修マニュアル」

文部科学省初等中等教育局国際教育課（2014）「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント」

（財）岩手県国際交流協会・いわて多文化こどもの学習支援ハンドブック制作委員会（2008）「いわて多文化こどもの学習支援ハンドブック」<http://iwate-ia.or.jp/?p=4-3-publications-others-01gakusyu>

（財）岩手県国際交流協会（2009）『外国人児童・生徒のための就学支援ハンドブック』
<http://iwate-ia.or.jp/?p=4-3-publications-others-03syugaku>

「山形県外国人児童生徒受け入れハンドブック」作成委員会（2010）「山形県外国人児童生徒受け入れハンドブック」<http://www2.jan.ne.jp/~airy/yamagata-gaikokujinjidou-handbook/>

「山形県外国人児童生徒受け入れハンドブック」作成委員会（2010）「山形市のたのしい学校」
<http://www.y-chuo-lions.jp/school/howto.html>